

戸別所得補償制度等に関する意見（中間取りまとめ）

平成 22 年 7 月 14 日
全国市長会経済委員会
農業政策等を考える小委員会

政府においては、本年 4 月からスタートした「戸別所得補償モデル対策」を踏まえ、平成 23 年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて検討がなされているところであるが、戸別所得補償制度の本格導入に当たっては、モデル事業における課題を十分に検証し、農業者等が安心して参加できる制度にする必要がある。

また、平成 22 年度農林水産予算では、土地改良予算などの公共事業費が大幅に削減され、新たに「農山漁村地域整備交付金」が創設されたが、農業農村、森林、水産の各分野における公共事業を包括していることから、農業農村基盤整備事業に係る十分な予算を確保することは難しく、食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤の計画的な整備等に大きな支障を来す恐れがある。

よって、政府は、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作るべく、以下の事項を含め地域の実情を十分勘案し、戸別所得補償制度の制度設計に当たるよう、強く求めるものである。

なお、この中間取りまとめは、現時点における問題点等を中心に行ったものであることから、今後、政府における戸別所得補償制度に関する制度設計の具体的な進捗状況に併せ、あらためて都市自治体としての意見を取りまとめ、提案を行うこととする。

1. 戸別所得補償制度の推進

(1) 戸別所得補償制度の財源確保と円滑な事業の実施

- ① 平成 23 年度からの戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保すること。
- ② 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産現場等が混乱することのないよう、対象品目、支援内容、加算措置のあり方等についてその詳細を早急に明らかにするとともに、周知徹底を図ること。

- ③ 制度導入に係る所要経費に対して十分な予算措置を講ずるなど、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。
- ④ 戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。
- ⑤ 新規需要米の流通経路の確立など農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。
- ⑥ 米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。
- ⑦ 不作付地域改善計画の市町村認定の見直し等地域の事務負担の軽減を図ること。

(2) 戸別所得補償制度における役割分担

地方公共団体やJ A等生産者団体が構成する地域水田農業推進協議会を制度に参画させる場合、その役割を法令等に明確に位置付けること。

(3) 戸別所得補償制度の単価設定、対象品目等

- ① 地域が独自に推進してきた取組が後退することのないよう配慮するとともに、地域振興作物単価の設定などの地域の実情が反映されるような制度とすること。
- ② 野菜・果樹生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜及び果樹も対象となるような所得補償や経営安定対策等を講じること。

(4) 戸別所得補償制度の今後の展開

農山漁村を再生させるため、漁業、林業、畜産・酪農業についても、抜本的な経営安定対策を講じること。

2. 農業農村整備の推進

(1) 農業農村整備の財源確保と円滑な事業の実施

- ① 食料供給力の強化に資する農地や農業用水等の農業生産基盤の保全・管理、整備等の諸施策が継続的かつ効率的に実施することができるよう、必要な予算を確保すること。

とくに、大規模地震や各種災害に対応し、安全で快適な農村をつくるため、ため池改修や地すべり対策など、防災対策を推進すること。

- ② 農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画している農業用施設整備に必要な予算を確保すること。

(2) 農山漁村地域整備交付金の活用

農山漁村地域整備交付金については、農業農村基盤整備事業など必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、必要な予算を確保するとともに、地方の自主性と裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とすること。